

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A会社に雇用され、Bに所在する同社C営業所の所長として業務に従事していた。

2 請求人は、平成27年8月19日、取引先への移動中、信号待ちにより停車していたところ、後続車両に衝突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D医療機関に受診し、「頸椎捻挫」と診断され、加療を受けた結果、平成29年8月31日治癒（症状固定）とされた。

3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認めたが、請求人には既存障害があり、加重障害には該当しないものとして、障害補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月11日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故の前に平成15年、平成22年及び平成25年の3回にわたり自動車の追突事故を経験しており、いずれも今回とおおむね同様の「頸椎捻挫」又は当該傷病に加えて「腰椎捻挫」の診断を受け、治療を受けている。

(2) 請求人は、平成15年の事故の傷病が治癒した後、両上肢のしびれ等の神経症状について自動車損害賠償責任保険から障害等級第14級9号に当たるとして補償を受け、平成22年の事故の治癒の後には、残存障害が認められたものの、既存障害を超えないので加重に当たらないとされ、平成25年の事故の治癒の後にも同様に既存障害を超えないので加重に当たらないとされたこと、それぞれ認められる。

(3) 請求人には、以上にみたとおりの経緯があるところ、本件事故による請求人の残存障害が障害等級第12級に当たる理由として、請求人は、①E医師が平成30年4月18日付けの自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書（以下「後遺障害診断書」という。）において、請求人の頸椎に所見がある旨診断しており、痛みやしびれの根拠があること、②本件事故後のF医師の意見書には胸椎の椎間板に軽度の膨隆があるとの記載があるところ、当該診断は本件事故前にはなかったこと、③その痛みやしびれは、事故前よりも悪化しており、E医師も頑固な神経症状に当たると意見している旨主張しているため、以下検討する。

(4) 請求人の本件事故前後の画像所見の変化の有無等について

監督署長は、本件事故の前後での請求人の頸部の画像所見に違いがあるか否かについて、D医療機関G医師に対して意見を求めたところ、同医師は、平成30年1月26日付けの意見書において、要旨、「X-Pではほとんど変化は認めない」と意見した上で、「残存障害の原因は主として頸椎椎間板ヘルニアによる加齢及び経年的変化も考えられる」と意見している。

そして、当該頸椎椎間板ヘルニアは、本件事故前である平成22年6月2日のH医療機関における検査において既に存在していると認められるとともに、請求人の提出した平成27年7月24日付けのI医療機関J医師のMR検査報告書においても、「C3/4/5/6の椎間板の軽度の膨隆があります」との記載が認められる。

この点、請求人は、上記のとおり、本件事故後新たに胸椎椎間板に軽度の膨隆がある旨の診断が加わった旨主張するので検討するに、F医師は平成30年1月9日付けの意見書において、確かに「Th2/3、3/4にも同様に椎間板の軽度の膨隆」がある旨の意見をしている。

しかしながら、同意見書は、本件事故後10か月余を経過した後の平成28年6月29日の頸椎MRI検査に基づくものであること、F医師は今回の負傷の部位である頸椎においてさえ「外傷性変化は指摘できない」、また、「画像所見について症状との因果関係は言及困難」と意見しているところ、胸椎の椎間板に変化が生じる原因は様々であり、本件事故によって請求人の胸椎の椎間板に変化が生じたと認めることは困難であることから、請求人の主張を採用することはできない。

そうすると、本件事故前後において請求人の画像所見に本件事故に起因する特段の変化を認めることはできない。

なお、E医師は、「C3/4、C6/7の椎間板の膨隆、軽度の突出を認める。」と述べているにとどまるから、上記認定判断を左右しない。

(5) 請求人の症状の悪化の有無・程度について

ア 請求人は、残存する症状が障害等級第12級に該当する根拠として、上記のとおり、E医師が頑固な神経症状に当たると意見していると主張し、その証拠資料として後遺障害診断書を提出している。

この点、審査官が同医師に対して請求人の神経症状が頑固な神経症状に当たるとする理由に関し、意見を求めたところ、同医師は平成31年1月31日付けの意見書において、「神経ブロック等の加療を3年にわたり施行するも改善が少なかったため、頑固な神経症状と判断しました。」と意見を述べている。

そうすると、上記の意見は、請求人の神経症状の治療に関し、長期間を要したものの、治療効果が乏しかったことを述べているにとどまると解されることから、請求人の残存障害が障害等級第12級である頑固な神経症状に当た

ることを述べているものとは認められない。

イ また、本件事故による傷病は頸椎捻挫にとどまり、本件事故前の事故と比較して重篤な傷病ではないこと、上記（４）で認定したとおり、請求人の残存障害は、頸椎椎間板ヘルニアのほか、加齢・経年的変化がその原因と考えられること、本件事故前から請求人には当該頸椎椎間板ヘルニアが認められ、本件事故前後において請求人の画像所見に本件事故に起因する特段の変化は認められないことを踏まえると、本件事故後に請求人の残存障害が障害等級の変更を必要とするほど悪化したと認めることは困難であり、請求人の残存障害の程度は、障害等級第14級にとどまるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月14日